

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

次に、町民福祉課・ひのき荘、所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

それでは町民福祉課所管分について、説明致します。

予算書の48頁の住民運動対策費、50頁の戸籍住民登録費、56頁から70頁の社会福祉総務費、社会福祉施設費、老人福祉費、国民年金事務費、障害者福祉費、児童福祉総務費、常設保育所費、そして予防費が関係する部分でございます。予算資料に基づいて説明をさせていただきます。予算資料の8頁から11頁が事務事業の一覧でございます。

それでは予算資料8頁、住民運動対策費、43番の町内会・自治会活動支援で189万円、内訳は、昨年度創設の町内会・自治会活動総合支援交付金が151万6千円、江差町町内会連合会補助金が37万4千円となっております。地域活動の中核となる町内会・自治会活動を充実させるためのものがございます。

次に8頁、戸籍住民登録費でございます。58番の戸籍の共同電算化推進で777万3千円、戸籍事務の迅速性や正確性の確保、窓口における住民サービスの向上、戸籍データの保全ために平成27年8月22日から戸籍の電算システムが稼働致します。システムの管理運営は、渡島、檜山6町による共同利用方式をとり、運営コストの低減を図ります。そのほか59番の住民基本台帳ネットワークシステムの運営、それから60番の情報システム運営、それから61番の戸籍住民登録事務費が該当する部分でございます。

次に9頁、社会福祉総務費、70番の臨時福祉給付金給付事業として1,692万7千円、昨年4月から、消費税が8%へ引き上げられ、低所得者対策として、暫定的・臨時的措置として給付金が支給されたところでございますが、本年度もその影響度を鑑みて一部支給するものがございます。全額、国の交付金でございます。それから71番ひとり親家庭医療給付、それから72番民生委員児童委員活動費、それから73番の江差町社会福祉協議会運営補助、そして75番国民健康保険特別会計の繰出金が主なものがございます。

続きまして9頁、社会福祉総、社会福祉施設費でございます。当課所管施設は3施設でございます。79番南が丘ふれあいセンター管理200すいません、

205万、82番の老人福祉センター管理費として390万8千円、80番の水堀コミュニティセンター管理費として212万3千円でございます。そのほか78番の南が丘ふれあいセンター下水道の接続、それから81番の老人福祉センター屋内消火設備整備が主なものでございます。

次に9頁、老人福祉費でございます。老人福祉費は例年どおりの予算となっております。83番シルバーいきいき活動支援、それから84番高齢者交通費助成、85番老人クラブ活動支援・敬老事業、86番福祉バスの運行、87番後期高齢者医療広域連合会の負担金、88番後期高齢者医療特別会計の繰出金が主なものでございます。

続きまして10頁、国民年金事務費でございます。93番の国民年金事務に係る一般事務経費として11万4千円を計上させて頂いております。全額国の委託金でございます。

9頁、すいません、10頁、障害者福祉費でございます。94番の障害福祉サービス等の給付、そして4億7,868万3千円を計上したところでございます。障害者総合支援法に基づき、障がい者や障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むのに必要なサービスを提供するものでございます。サービスを受けるための障がいの認定区分審査や施設入所などの居住系サービス、生活介護、就労支援などの日中活動系サービスの扶助費が主なものでございます。そのほか95番補装具、補装具の、補装具費の支給、96番更生医療給付、98番地域生活支援、99番福祉タクシー助成、100番移送サービス、101番重度心身障害者医療給付が主なものでございます。

次に児童福祉総務費でございます。昨年度に引き続き規模は小さくなりますが、105番の子育て世帯臨時特例給付金給付事業に350万を計上したところでございます。平成27年度から5か年の子ども・子育て支援事業計画が始まります。以下関係する予算としまして、107番子育て支援センター運営費、108番なかよし・つばさ児童会運営、109番水堀学童保育所運営費補助、110番児童手当支給、111番子ども発達支援推進が主なものでございます。

次に常設保育所費でございます。町立保育所3園の運営経費でございます。114番の常設保育所運営、115番の保育所広域入所、116番の保育所に係る職員人件費が主なものでございます。

最後に11頁、予防費でございます。関係する予算は、128番の子ども医療費助成2,863万7千円でございます。

それでは、続きまして議案第18号の町立保育所条例の一部改正について、ご説明致します。議案の17頁、資料の24頁、新旧対照表が関係する分でございます。国では子ども・子育て支援法を制定し、内閣府令で保育の必要性の認定に当たり、認定基準を策定しました。これを受けて、今回江差町保育所条

例の保育の実施基準を保育の必要性基準に改めた上で、従来の事由に6つの事由を追加するものでございます。追加の事由は求職活動、修学・職業訓練、児童虐待、配偶者暴力、そして児童休業時の既に他の子の保育所利用継続でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の方に移らせて頂きます。予算書121頁から149頁、予算資料でいきますと25頁予算構成表。はじめに予算書136頁の事項別明細書の歳出から説明をしていきます。まず第1款の総務費でございます。2,746万1千円、2款保険給付費683すいません、6億8,321万3千円、3款の後期高齢者支援金としまして1億1,524万8千円、次に4款前期高齢者納付金としまして7,600万円、5款の老人保健拠出金として8千円、6款介護納付金としまして5,122万9千円、7款共同事業拠出金としまして2億6,721万7千円となっております。それから8款保険施設費2,083万6千円、以上歳出合計11億6,668万9千円となったところでございます。

次に、予算書130頁からの事項別明細書の歳入を説明していきます。1款国民健康保険税1億7,878万円を計上したところでございます。最近徴収率が95%を超えるなど向上してきておりますが、被保険者数の減少や所得状況の悪化から保険税額は下降傾向になってございます。次に4款国庫支出金2億4,229万3千円、5款療養給付費等の交付金としまして4,687万2千円、次に6款前期高齢者交付金としまして2億550万2千円、7款道支出金5,235万6千円、8款共同事業費交付金としまして2億2,348万3千円、9款雑収入としまして5万円、10款繰入金として2億1,712万8千円となっております。この内訳はですね、財政調整基金の繰入が8,600万円、そして基金残高は端数を残し0となります。そして一般会計繰入金が1億3,112万8千円となっております、その内の法定外繰入としまして4,000万円程お願いしているところでございます。以上、歳入合計11億6,668万9千円となったところでございます。

次に議案の第15号の国保財政調整基金の処分について説明を致します。平成27年度の江差町国民健康保険会計、国民保険特別会計予算の財源の不足を補うため、8,600万円の基金を処分し、歳入予算に繰り入れることとなります。これにより財政調整基金は端数を残し0となります。また、基金繰入でも不足する4,000万円につきましては、一般会計からの繰入に、繰入をお願いするものでございます。

続きまして、最後にあの後期高齢者医療特別会計を説明させて頂きます。予算書156頁、歳入総括で説明を致します。第1款後期高齢者医療保険料、第2款使用料及び手数料、第3款一般会計繰入金、第4款繰越金、第5款諸収入

としまして、歳入合計が1億1,539万6千円となったところでございます。

次に157頁の歳出総括で説明を致します。第1款総務費、第2款後期高齢者医療広域連合会の納付金、第3款諸支出金、そして第4款の予備費、歳出合計も1億1,539万6千円となったところでございます。

以上宜しくお願い致します。

(議長)

はい、次に、「ひのき荘荘長」。

「ひのき荘荘長」(補足説明)

それではあのひのき荘の所管分についてご説明申し上げます。

予算書につきましては、60頁から63頁の中段までの4目の老人福祉施設費でございます。予算資料につきましては、9頁下段に記載の90番と91番でございます。それでは、予算資料でご説明申し上げます。まずあの90番のひのき荘施設管理でございますが、これはあの施設の維持管理経費でございます。本年度予算額が2,675万9千円、それから91番のひのき荘運営につきましては、入荘者の処遇全般に係る経費でございます。7,068万5千円を計上致しました。それぞれ前年度と変わったところはございません。それである10頁の92番のですね、総務財政課所管の職員人件費、7,311万7千円を加えました、ひのき荘に係る今年度予算総額につきましては、1億7,056万1千円で、前年度予算額に対しまして423万8千円の増額となっております。予算の内容は前年度と大きく変わるところはございません。以上でございます。

(議長)

はい、説明が終わりましたので、一括質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小林議員」。

「小林議員」

まず簡単のところですが、予算書63頁、19番負担金補助及び交付金についてですが、このボランティアハウス憩いの家の負担金8千円というものの内容といたしますか、中身について教えてください。それが1点目です。

それともう1点、議案15号で財政調整基金の処分ということでございましたが、それでこれを処分して4,000万でしたか不足分があつて、それ一般の方から入れるというようなことでありますけれども。そうすると例えば、来

年度以降、要はこういう基金が無くなると一般会計から全部そういうものって入れるような形になるのかどうか、ちょっとすいません、勉強不足でわかりませんので教えてください。はい。

(議長)

誰だ、答えるの。今の質疑わかったかい。

「町民福祉課長」。

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

あのまず1点目のですね、ボランティアハウス憩いの家負担金というのは、あの町外にある施設でございまして、ここに泊る施設、家族の方があのお泊りになる施設を確保してございまして、あの入所している人もいるのですけれども、家族の人が泊る施設がございましてその運営費に、あの町が負担しているという中身になります。

それからあの2点目のですね、国民会計の方の国民健康保険特別会計の基金を繰出した後のことの質問でございしますが、一応ですねあの今年度もあの相当厳しい状況になって、一般会計の方から4,000万円をお願いするっていうような状態になってございまして。あの今年1年かけてですね、あのちょっと特別、国保特別会計の計算の方法が過年度の部分を精算する、或いはあのその年に大きく負担をしなければいけない経費が出てきた場合にはですね、色々なあの形であのそれを埋め戻すような形であの交付金が下りてくるような仕組みになっておりますので、それらのものを整理しないと、あの保険料率を改定してどうのこうのっていうところまで、今あの検討しているところでございまして、そういう1年をかけてですね、あの中身を検討させて頂きたいなという風に考えてございまして。

(議長)

はい、「小林議員」。

「小林議員」

今あの課長仰いましたが、今年度は大変な大変でというようなことですが、それは、ひとつは例えばその国民健康、医療費が、医療費があのおずっとこう大きく予想外に伸びて大変なのか、あとは制度上の何かそういう国からの支援金の戻しだとかそういう制、ものが大変で大変なのか、もし分かればその辺ちょっともう少し詳しく教えてください。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

あのその部分が、確かに平成25年度に頂いた部分の精算金として、返してかなきゃいけないお金が大きくなってきたとかですね、そういう要素もございます。それから先ほどあの1番最初に説明させて頂いた通りですね、国民保険税そのものが、目減りをしてきて少なくなっているっていうことも事実でして、これはやっぱりあの被保険者が減っていることとですね、あの被保険者の構成している所得が少し下がってきているのかなと。そういう部分で保険税そのものが少し下がってきていると。それから医療費についてはですね、そのバラつきがございまして、統計的に右肩上がりで見受けるのかといえどもなくて、上がったたり下がったりその不規則なあの状況が見受けられますので、そういった意味で、少し時間を頂いた中で検討させて頂ければなという風に考えてございます。

(議長)

いいですか。

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

大きく2つ、保育と障がい、します。

それであの、今回資料要求をしなかったから出なかったのかしても出なかったのかいずれにしてもあの当然私出るだろうと思っていたのが色々あるのですが、そのうちの2つ。さっき説明もありましたし、町長の執行方針の中にもありますが、あの国の方では色々なものを制度改正して、本当に皆さん大変だっというのはあの大前提で言うのですけれども。例えば、この保育ですよ、子ども・子育て支援事業計画。それからもうひとつ、江差町の障害者福祉計画、これ押し並べて新年度から大きく変わるのですよ。個々に説明あるけれども、その説明ある部分のほとんどがその計画の中に入っているはずなのですよね。制度もそうだし、予算の執行もそうなのですよ。何故、出さないんですか。まあそれ冒頭に1つ目ですね。

それからそれで、それを前提に、それを見れば一目瞭然の部分たくさんあるのですよ。もう仕方ないから私、今金町のですね、今金町はもう12月にあの素案みたいなの出ていましたね。それから障害福祉計画も余所の町のネットで

もう見てあーだいたいこうなるのだなって思ってまあ見えていますけれども。だいたいそんなに変わらないのだろうと思うのですが。それで、保育に関して先ほど条例の説明もありました。それから4月から走るということもあって、広報の、えさし広報の2月号にもあの入園の募集、これは当然条例を改定するという前提で書かれているということでまあ多分宜しいですよ、きっとね、いいですよ。これを見て、だいたい理解したつもりなのですが、ちょっと確認します。個々の細かいことあまり無いので、基本的に今までと大きく変わるころ、時間だとかその保育料だとか、保育料に関していうと町独自の町長のあの政策もありますので、それを加味してということになると思うのですが。大きく変わるころ、特にその意味合いは預けている子どもさん、預けようと思っている子どもさんとか親の今までとかなりしんどい状況というのが生まれているのかどうなのか。よくわからない。町村によっては結構あるですよ、そういうのね。計画書が無いからわからないので、それちょっと教えてもらいたい。が2つ目。

3つ目が障害の関係なのですが。これもまさしくそうなのですね。あの江差の場合、他町と違ってあすなろさんがあるということと、全くそういうところが無いところでは条件が違いますので一概には言えないのかもしれませんが。一つだけちょっとお聞きしますが、4月以降、障害者の在宅の人たちになるんでしょうけれども、サービスの利用計画を作らなきゃならないですよ。あれはその受けるサービスによってちょっと違ってくるのですが。利用計画を作る場合、作らない場合あるのですけれども。そもそもそういう部分がどうなっているのか。町村によってはもう間に合わないとか、その仕事が半分もいつていないとか。だからわからないのですよ、まず教えてください。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。まずあの第1点目のですね。子ども・子育て支援事業計画、それから障害者福祉計画、子ども子育て計画はあの5年で、それから障害者福祉計画につきましては3年の計画となつてございます。あの今策定中ということで、あのちょっと少しあの遅れて恐縮ではございますが、今策定中ではございますので、3月末までには何とか頑張って作成、答申を受けてですね、で計画書を作っていくたいという風に考えてございます。

2番目のあの保育所の保育料の関係でございませうか。

「小野寺議員」

時間も含めて。保育時間。

「町民福祉課長」

あの基本的にはですね、今回のその子育て支援法が制定されたことによって、保育時間が延長するとかいうものではございません。ただあの町の保育料につきましてはですね、あのその法律、制度が変わったことによってですね、あの今までは所得税、所得税をもってですね、保育料を決定していたのですが、今度はあの住民税をもって保育料を決定するっていうような計算方法の細かい話で恐縮なのですけれども、そういった部分がありましたので、保育料についても変更はさせて頂いております。規則の方で変更させて頂いております。ただあの保育料についてはですね、あの従前より高くない、実質的にシミュレーションもやっておりますし、あの従前の保育料より高くないように所得が変わってしまえばどうしようもならないのですけれども、そういった部分も含めまして、変更をさせて頂いたところでございます。

それから障害者ですね、計画利用サービスの部分につきましてはあの広域で、広域であの4町で、南部4町で、広域でそういう指定の事業所に委託をして、やる形であの作業進めてございますので、それについては去年からその準備を進めてきていますので、何とかあの制度は変わりますけれども、そういった形で障害者の方に負担にならないような形であの時間的なあのロスを加えないような形の中で、やっていける、じゃないかなという風に考えてございます。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの理解したいというか、あの皆さん方のしんどい状況解りますので、なかなかちょっと言葉として難しいのですが、やっぱりちょっと一言言わせてください、一言二言。あの計画そのものは確かに3、新年度ですよ。とは言いながらも、その計画に裏付けられた制度設計であり、その町長の執行方針の中にあ

るこうしますっていうことであり、それを裏付けられた予算執行なのですよ。だけど、ほう、計画そのものは3月31日ちゅうのはね、どう考えたってね、やっぱりおかしい。おかしい。保育だって、障害の方だってそうですよ。現状そうなのでいた仕方ないというか、すべからくこういう計画ってね、江差町そうですよね。やはりあのこれ体制上の問題もあると思うんで町長まあそういう事実があること了解してください。まずいです、これね。

それで、2つお聞きします。保育について、私聞いたのはね、何て言うんでしょうかね、保育所が、時間がどうのではなくて、親、子どもさん、先ほど条例の改正の中にもありましたね。国の方で色々言っているうちの一つがこの子どもについての保育の必要性は何だと、何時間だと、厳しくというか、ね、この人はA時間、B時間、C時間って決められて。今までよりもある程度認定する状況、親の状況を今までよりはちょっとこうきちっとこう見る。後は運用の問題なのかもしれません。だから私あまり細かいことは聞きませんが。要は現時点で保育している子ども、預けている子ども、これから預ける子ども含めて、たぶん色々あると思うのですが。その保育時間に関して言えば一定の親の希望をきちっと応えられる内容になっているのでしょうかね、と。国の色々ながんじがらめなって本当は預けたいと思っている時間が実はこうなってしまったとかっていうことは無いのでしょうかね、ということなのです。なかなかちょっと言い方難しいですけどね。

それから2つ目、障がいの問題。障がい者。あの策定するところは例のあのあすなろさんに委託しているところですよ。あの新地にある、です。それは解っていますよ。問題は、あれ江差町がお願いすることになりますよね。せい、計画作り、ですよ。別に江差が黙ってやるわけじゃないのですよ。江差町内の障害者の利用状況について、新年、今までもやっていたけれども、4月以降は作らなければならない。だから、どうなっているのですかって、遅れているのだったら急がなきゃなんないですねということも含めて実態をちょっと教えて頂きたいのです。以上です。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。まずあの保育の時間で、あの親御さんの方に要望があるのに、町の保育が行き届かないとかそういう部分でご迷惑かけているじゃないかというご指摘でございますが。あの基本的にはあの今回の制度で、先ほども申しあげました通り、時間が延びたとかということじゃなくて、あの制度的には11時間と

8時間の2種類に分かれているみたいです。あの朝も7時半からあの午後6時半までやりますと、11時間確保できますので。制度的に見ても、時間的な部分に関しては、きちんと確保されてございます。

それからあの障害者のサービスにつきましては、今年の2月分まで、2月分までですね、あの出来あがっております、3月分を今作りますと、全部できるという形で来ておりますので、そちらの方はあの一定の順調にしているという風に考えてございます。

(議長)

いいですね。

「小野寺議員」

はい、わかりました。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんので、町民福祉課・ひのき荘所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。13時まで休憩致します。

(休憩中)